

議案第91号

平成29年12月5日提出

提出者 松山市議会議員 池本俊英
渡部克彦
若江進
菅泰晴
寺井克之
森岡功
宇野浩
田坂信一

松山市議会議員定数条例の一部改正について

松山市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会議員定数条例の一部を改正する条例

松山市議会議員定数条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「43人」を「40人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

（提案理由）

議会自らが定数の見直しを行い、率先して経費削減を行うことにより、市民サービスの向上や新たな施策の実施を目指すため、本案を提出する。

議案第92号

平成29年12月14日提出

提出者 松山市議会議員 清水 宣 郎
大塚 啓 史
岡 雄 也
吉 富 健 一
松 本 博 和
角 田 敏 郎
渡 部 克 彦
若 江 進
猪 野 由紀久
丹生谷 利 和
森 岡 功
宇 野 浩

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和22年6月24日制定）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（次項において「改正後の条例」という。）第6条第2項ただし書の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

市議会議員の期末手当を改定するため、本案を提出する。